

十和田市事務事業評価シート

担当課名	教育総務課
------	-------

【事務事業の種類と位置づけ】

市総合計画 実施計画番号	37	整理番号	34
基本目標	豊かな心をはぐくむ「こころ感動・創造都市」		
施策の展開方向	学校教育の充実		
事務事業名	木造老朽校舎の改築		
事務の種類	自治事務	根拠法令等	公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
関連する事務事業			

【人件費の推移(概算)】

		21年度実績	22年度実績	23年度計画
正職員	従事者数(人)	1	2	2
	活動日数(日)	25	25	50
	人件費(千円)	900	1,800	3,600
正職員以外	従事者数(人)			
	活動日数(日)			
	人件費(千円)			

【事業費の推移】

事業費合計(千円)	21年度実績	22年度実績	23年度計画
	8,318	57,448	420,129
うち一般財源	1,318	1,448	72,505
うち国県支出金	7,000	56,000	347,624
うち地方債			
うちその他			

【事務事業の概要】

対象 (誰(何)を対象として行うのか)	市立学校の木造老朽校舎
意図 (対象をどういう状態にしたいか)	老朽化した校舎について、計画的な整備を進め、危険校舎の解消と教育環境の充実を図る。
手段 (どのようなやり方で行うのか)	改築(建て替え)する。

【指標】

活動指標 (活動の規模)	活動指標名	木造老朽校舎改築工事实施件数				
	計算式等	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	
		件	0	0	1	
	活動指標名					
成果指標 (意図をどの程度達成しているか)	計算式等	単位	21年度	22年度	23年度	
		校	目標値	3	3	3
			実績値	0	0	0
			達成度(%)	0%	0%	0%
	計算式等	単位	21年度	22年度	23年度	
			目標値			
			実績値			
			達成度(%)			

十和田市事務事業評価シート

整理No	34
計画No	37

【担当課による検証】

ポイント		検証	評価	点数	合計	検証の理由
妥当性	市民ニーズ等から見る妥当性 市民ニーズや時代潮流の変化により、事務事業の役割が薄れていないか	A 薄れていない B 幾分薄れている C 薄れている	A	2	4	存在意義の見直しの余地 0 / 4
	実施主体である妥当性 行政が実施することが妥当か(民間と競合していないか)	A 妥当である B あまり妥当ではない C 妥当ではない	A	2		学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、その安全性と利便性は極めて重要である。
有効性	活動指標から見る有効性 活動指標の実績は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	2	5	成果向上の余地 1 / 6
	成果指標から見る有効性 成果指標の目標達成状況は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	1		成果指標の達成度は低いですが、平成24年度末の改築工事完了に向け、事業自体は順調に推移している。
	事務事業の見直しの余地 成果を向上・安定させるため、事務事業の見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2		
効率性	事業費の削減の余地 事務手順の見直しや正職員以外での対応により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である 実施済	B	1	5	コスト削減の余地 1 / 6
	他の事務事業との統合・連携 類似又は関連事業との統合・連携により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である 実施済	A	2		建築設計時において、コストに無駄がないように十分検討する必要がある。
	民間委託等 民間委託・指定管理者・PFI等により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である 実施済	A	2		
公平性	受益の偏り 現在の受益は公平か。特定の個人・団体に受益が偏っていないか	A 偏っていない B 多少偏っている C 偏っている	A	2	4	受益者負担適正化の余地 0 / 4
	受益者負担の見直しの余地 現在の受益者負担は適切か。見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2		本事業を実施することにより、これまでの危険性や不便な面が解消され、受益の偏りを是正することになる。
現在の適性					18 / 20	改善の余地 2 / 20

【点数化による検証】

当該事業の現在の適性は20点中 **18** 点です。

当該事業の改善の余地は20点中 **2** 点です。

【担当課長による評価】

当該事業の平成24年度の方向性

現状のまま継続

方向性の理由

残る木造校舎は、米田小学校校舎、伝法寺小学校校舎、藤坂小学校の特別棟である。米田小学校については、平成25年4月の四和中学校の開校により解消され、伝法寺小学校については、藤坂小学校の特別棟の改築が終了し、平成25年4月から統合となり解消されることになる。

今後の具体的な取組み方策と狙う効果

藤坂小学校の特別棟については、平成23年度に実施設計策定、平成24年度改築工事。平成25年4月、藤坂小学校と伝法寺小学校の統合により、木造老朽校舎の改築は終了となる。